

大分県報

令和五年
十二月十二日
号外（一〇七）

（火曜日）

目次

監査公表

監査委員の公表（主任監査委員等）……………1

○監査公表

監査委員公表第712号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求のあった住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査した結果を令和5年12月11日付けで請求人に通知したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月12日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	古手川	正治
大分県監査委員	吉村	哲彦

第1 本件請求についての判断
本件請求を棄却する。

第2 本件請求

1 請求人の住所及び氏名
（略）

2 請求があった日
令和5年10月13日

3 請求の要旨
大分県職員措置請求書の記載によれば、本件請求の要旨は、次のとおりである（見出

し符号を変更及び追加した場合は、（注）は原文のまま掲載。事実証明書は省略）。

(1) 大分県知事が、令和5年10月10日に、大分第一ホーバードライア株式会社との間で、県の所有するホーバードライアの貸付料を当面の間免除することを内容とする貸付契約を締結した。

(2) 貸付料を免除することは、県有財産の貸付収益という県民にとっての利益を阻害する行為であり、不当なものと考ええる。

(3) 現行の貸付契約を改め、貸付料を免除せずに社会通年上適切な貸付料を賦課徴収する契約を改めて締結することを大分県知事に求める。

(4) 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

(5) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由
現在の監査委員は県職員OB、税理士、県議会議員2名から構成されており、これまでホーバードライアの導入に賛成してきた委員が多く、公正な監査を期待できないため。

4 要件審査

本件請求については、令和5年10月17日に要件審査を行い、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を行うことを決定した。

5 個別外部監査契約に基づく監査に付さない理由

請求人は、本件請求について、法第252条の43第1項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）によることを求めており、同条第2項において個別外部監査によることの相当性は監査委員が決定することとされている。監査委員は、法の規定により、知事から独立した執行機関であって、その職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持して監査をすべきものとされている。また、監査等についての決定は、監査委員の合議によるものとされ、監査委員全員の協議により慎重かつ公正な審議を経て行われていることから、監査の公正性は担保されている。また、請求の内容が県有財産の貸付料の免除に関するものであり、外部の専門的な知識を有する者による監査が必要であると認められない。

以上のことから、個別外部監査に付さないことが相当であると判断した。

第3 判断の理由

1 監査の実施

(1) 監査対象事項

令和五年十二月十二日

大分県報号外（監査公表）

1

<p>大分県知事（以下「知事」という。）が、令和5年10月10日に大分第一ホーバードライヴ株式会社との間で締結した、県の所有するホーバードライヴの貸付料を当面の間免除することを内容とする貸付契約（以下「本件貸付契約」という。）に係る事実関係、本件貸付契約に係る貸付料の免除（以下「本件貸付料の免除」という。）の違法性又は不当性、本件貸付料の免除が大分県に損害を及ぼすことになるのか、及び措置を講ずる必要が認められるか等について監査した。</p> <p>(2) 監査対象機関 監査対象部局を企画振興部とし、監査対象所属を交通政策課とした。</p> <p>(3) 請求人の証拠の提出及び陳述 法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人は証拠の提出及び陳述を行わなかった。</p> <p>(4) 監査の実施 令和5年10月25日に職員監査（予備監査）を、同年11月2日に委員監査を実施した。</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1) 確認した事実 本件貸付契約について関係書類を調査し、次の事項を確認した。</p> <p>① 本件貸付契約の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件貸付契約の名称：裸備船（はだかようせん）契約 ・ 契約 当 事 者：船主（貸付人） 大分県知事 佐藤 樹一郎 備船者（借受人） 大分第一ホーバードライヴ株式会社 代表取締役 小田 典史 連帯保証人 第一交通産業株式会社 代表取締役社長 田中 亮一郎 ・ 船 名：Ba i e n（バイエン） ・ 備 船 期 間：令和5年10月11日から令和10年3月31日まで ・ 備 船 料：免除（ただし、備船料相当額は年116,296,020円とする。） ・ 契 約 日：令和5年10月10日 <p>なお、備船とは船舶の全部又は一部を運送用のために備船者が借り入れることであり、裸備船契約とは、船主が船舶だけを提供し、船員の配置等その他は備船者が行う備船形式をいう。</p> <p>② 契約書の他の記載内容（抜粋）</p>	<p>（使用目的）</p> <p>第2条 備船者は、本船を大分空港海上アークセス運航事業の用途に供さなければならぬ。ただし、本事業に支障のない限りにおいて、予め文書により船主の承諾を得て、その他の用途に使用することができる。</p> <p>（備船料の見直し）</p> <p>第20条 本契約期間内における第1条①欄に規定する備船料は、船主が備船者の財務状況を勘案の上、毎年度見直しを行うものとする。ただし、令和6年度の備船料は見直しを行わない。</p> <p>③ 本件貸付契約締結までの経過</p> <p>ア 県は、大分空港海上アークセス運航事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施し、外部有識者を含む大分空港海上アークセス運航事業者選定委員会による審査の結果、令和2年10月16日に第一交通産業株式会社を最優秀者（運航事業候補者）に選定された。</p> <p>イ 県は、同年11月5日に同社と「大分空港海上アークセス運航事業に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結した。</p> <p>ウ 県は、協定書に基づき、同社が設立した現地法人である大分第一ホーバードライヴ株式会社とホーバードライヴ「Ba i e n」を貸し付ける裸備船契約を令和5年10月10日に締結した。</p> <p>④ 本件貸付料の免除の理由</p> <p>大分県における公有財産の使用料の額、減免等に係る内部規程である「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」（昭和54年3月30日制定）における使用料の減免基準（付表3）の「県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合であつて、次の各号の一に該当するとき」の「県の要請及び指定を受け試験・研究、役務の提供等を行う団体が使用するとき」に該当するとして、減免率10/10を適用していた。</p> <p>(2) 本件請求の要旨に対する監査対象機関の説明</p> <p>① 令和5年10月10日に、県と大分第一ホーバードライヴ株式会社（以下「借受人」という。）との間で、ホーバードライヴの貸付料を免除とする貸付契約を締結したのは事実である。なお、借受人は、後述の第一交通産業株式会社と県との協定に基づき、運航事業を実施するために同社が設立した現地法人である。</p> <p>② ホーバードライヴの貸付目的である大分空港海上アークセス運航事業（以下「海上アークセス」という。）は、本県の空の玄関口として地域の発展に欠かせない重要な</p>
--	---

拠点である大分空港へのアクセスを改善し、利便性の向上を図ることで観光振興や企業誘致、関係人口の創出など、本県の地方創生を加速させることを目的としている。

③ 平成30年度から令和元年度までの検討の結果、海上アクセスの導入については、民間事業者のみでは安定的な収支の確保が難しいことから、船舶購入と発着施設整備を県が行い、運航事業者が人件費、船舶修繕費等を負担する「上下分離方式」を採用することとした。船舶貸付料及び発着施設使用料（以下「貸付料等」という。）は、当初から減免を想定しており、県議会総務企画委員会や、県ホームページで説明を行った。

④ 令和2年度、県が認める場合は貸付料等の減免を可能とすることを条件の一つとし、運航事業者の提案公募を実施。唯一応募した第一交通産業株式会社は貸付料等の免除を前提とした運航計画を提出しており、県は外部有識者を含む大分空港海上アクセス運航事業者選定委員会における審査を経て、同社を運航事業者として選定した。さらに、同年11月、県が必要と認める場合は貸付料等を減免する内容を含む「大分空港海上アクセス運航事業に関する協定書」を締結した。

⑤ 令和5年6月、運航事業者の経営健全性の確保や船舶貸付料等の減免の必要性を検証するため、外部有識者による検証委員会を開催した。会議では、借受人が再試算した収支計画を踏まえ「当面の間は貸付料等の免除が妥当」との意見がまとめられたことを受け、大分県県有財産条例第3条及び関連諸規程に基づき普通財産の貸付料の免除を決定し、貸付契約を締結した。

⑥ ホーバークラフトの貸付料は県有財産台帳価格を基に算出するが、20年間の貸付料の合計は約37億円となり、船舶の購入金額とほぼ同額になることから貸付料の徴収は上下分離方式の考え方とは相容れないものとなる。

⑦ 以上により、本件貸付契約において貸付料を免除したことに違法性及び不当性はなく、知事が直ちに貸付料を徴収する変更契約を締結する理由はない。なお、免除の期間は契約期間である令和10年3月31日までとしているが、借受人の財務状況を勘案し、減免の要否については毎年度見直しを行う契約となっている。

(3) 判断
以上のような事実関係の確認、監査対象機関の説明及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

① 貸付料の減免に関する法令
法第237条第2項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による

場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けはならない」と規定している。

これを受けて、大分県県有財産条例（昭和39年大分県条例第28号）第3条は、「普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」とし、同条第3号では「その他知事において特に公益上必要があると認めるとき」と規定されている。

以上のことから、貸付料の減免の対象、要件、額等については、知事に一定の裁量権が認められておりと解される。

② 貸付料減免の要件

貸付料の額の算定については、大分県県有財産規則（昭和39年大分県規則第28号）第26条第1項で「普通財産の貸付料は、知事が別に定める基準により算定した額とする」とされており、さらに、当該基準である「普通財産貸付料の算定基準について」（昭和51年1月26日付大分県出納事務局長通知）では「三 貸付料の減免」で、大分県県有財産条例第3条の規定により貸付料を減免する場合の減免の理由及び減免率については、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（以下「要領」という。）第三の三の規定を準用するとされている。

そして要領第三の三の「1 使用料の減免基準」によれば、減免できる場合として「県の事務・事業ないし県行政の施策の推進に必要と認められる場合」が挙げられ、具体的な基準として付表3で、「県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合」であって、「県の要請及び指定を受け（略）役務の提供等を行う団体が使用するとき」に10分の10以内の貸付料の減免ができると規定されている。

上記の減免に関する規定は、減免の判断を統一かつ公正に行うために、様々な行政目的を考慮した政策的な見地から設定されたものであり、その内容については、合理性を欠いた点があるとは認められない。

③ 本件貸付料の免除の要件該当性について
次に、本件貸付料の免除が上記の要件に該当するか否かについて、以下検討する。

まず、「県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合」であるかどうかについてであるが、県がホーバークラフトを取得したのは、平成30年度以降、大分空港と県中心部とのアクセスを改

善するための手法について調査・検討を行った結果、ホーバークラフトを「大分空港海上アークセス運航事業」の用に供することと決定したためである。これにより、令和3年度に策定された地域再生計画「新たな人の流れを創出するホーバークラフトを核とした交通・周遊拠点整備計画」にもその旨が盛り込まれた。同事業は、大分空港と県中心部とのアークセスを改善し、空港利用者の利便性の向上を図ることで、観光振興や企業誘致、関係人口の創出など本県の地方創生を加速させることを目的としたものであり、上記要件に該当するものと考えられる。

また、「県の要請及び指定を受け（略）役務の提供等を行う団体が使用」しているかについては、上記2(1)③「本件貸付契約締結までの経過」に記載のとおり、公募型プロポーザルにより選定された第一交通産業株式会社と協定書に基づき設立した現地法人である大分第一ホーバークラフト株式会社が使用するものであり、上記要件に該当するものである。

④ 本件貸付料の免除に至った経緯等

県は、海上アークセスの導入についての調査や検討の結果、民間運航事業者のみでは安定的な収支の確保が難しいことから、船舶購入と発着施設整備を県が行い、民間運航事業者が人件費、船舶修繕費等を負担する「上下分離方式」を採用することを決定した。そして、当該決定を踏まえて、公募型プロポーザルにおいては、船舶の貸付料の減免を事業主体の提案に基づき認めることとし、20年間の貸付料の免除を前提とした収支計画による事業提案を行った第一交通産業株式会社が選定されたことから、貸付料の減免についての規定を含む協定書を締結した。

また、本件貸付契約の締結に先立ち、令和5年6月に外部有識者を交えた大分空港海上アークセス運航事業計画検証委員会を開催し、同委員会の意見を踏まえて、備船者の財務状況を勘案の上、毎年度（実質的な事業開始年度である令和6年度を除く。）備船料の見直しを行うことについて裸備船契約書に盛り込んだ。

⑤ 知事の裁量権について

一定の額の貸付料を免除することを約して貸付契約を締結することは、本件貸付契約の目的やその必要性、契約締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した知事の合理的な裁量に委ねられていると解されることから、上記諸般の事情を総合考慮した上で、知事の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときに、本件貸付契約の締結は違法又は不当となると解するのが相当である（最一小判平成25年3月28日・集民243号241頁参照）。

⑥ まとめ

よって、本件貸付料の免除は、その要件に該当するものであり、契約締結に至る経緯等の諸般の事情に鑑みても、知事の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとは認められない。

したがって、本件貸付契約の締結は違法又は不当なものとはいえない。

(4) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないと判断する。